

拓殖大学と文京区との相互協力に関する協定

拓殖大学を甲とし、文京区を乙として、甲乙両当事者は、相互の協力に関し、次のとおり基本的事項について協定する。

(目的)

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力し、学術研究の振興及び人材の育成を図り、もって地域社会の発展に寄与することを目的とする。

(相互協力)

第2条 前条の目的を達成するために相互協力して行う事業は、次のとおりとする。

(1) 学術研究の成果の提供並びに人材及び知的資源の交流

(2) 施設の利用

(3) 文京区地域防災計画に基づく災害応急対策業務

(4) その他前条の目的を達成するため甲及び乙が必要があると認めたこと。

2 前項に規定する事業についての相互協力の内容は、別途実施細目により定めるものとする。

(協定存続期間)

第3条 この協定の存続期間は、協定締結の日から平成31年3月31日までとする。

2 前項の期間満了の日の6か月前までに、甲乙いずれからも別段の意思表示がないときは、この協定の存続期間は1年間更新されるものとし、以後もまた同様とする。

(その他)

第4条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成30年1月10日

東京都文京区小日向三丁目4番14号

甲 拓殖大学

代表者 学長

川名明夫

東京都文京区春日一丁目16番21号

乙 文京区

代表者 文京区長

成澤廣修

拓殖大学と文京区との相互協力に関する協定実施細目

(目的)

第1条 この細目は、拓殖大学と文京区との相互協力に関する協定（以下「協定」という。）第2条第2項に基づき、その実施について必要な事項を定めるものとする。

(インターンシップの実施)

第2条 拓殖大学（以下「甲」という。）は、文京区（以下「乙」という。）との間で、インターンシップを実施する。

2 実習生の受入人数等前項に基づく実施の内容については、別途協議する。

(学習活動支援事業の実施)

第3条 甲は、乙に対し、教員、大学生又は大学院生を学習指導補助員等として派遣し、学習活動を支援する。

2 乙は、甲からの依頼があったときは、学校教育関係者等の派遣又は学習機会の提供に努める。

3 派遣回数、謝礼等前2項に基づく実施の内容については、別途協議する。

(学術研究の成果の提供とその支援)

第4条 乙は、甲の学術研究の成果を発表する場所及び機会の提供に努めるとともに、必要に応じて後援等を行う。

2 乙は、甲からの依頼があったときは、甲の開催する公開講演会等の広報について協力するよう努める。

3 甲は、その学術研究の成果により学校教育、生涯学習、IT人材育成等乙の施策の充実に協力する。

(施設の利用)

第5条 甲及び乙は、協定の目的を達成するために、それぞれが保有する施設を、その業務に支障のない範囲において、相互に利用できるよう努める。

2 施設の利用期間及び使用料等前項に基づく利用の方法については、別途協議する。

(その他の協力内容)

第6条 第2条から前条までに掲げるもののほか、協定第1条の目的を達成するため、甲及び乙は、相互協力が可能な事項等について積極的に検討する。

2 甲及び乙が必要と認めた相互協力の内容については、その都度必要な協議を行い、定めるものとする。